

現場発泡断熱材

1. 評価対象

「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標仕」という。）令和4年版19章9節に規定する現場発泡断熱材とし、一般庁舎等に使用される材料とする。

2. 品質・性能等

- (1) 品質・性能について、「評価内容（別紙）」の項目を確認している。
- (2) 主要な資材について、材質および資材メーカーから申請者の製造所への納入ルートを確認している。
- (3) 性能について、実施要領に規定する試験機関による試験結果等で確認している。

3. 評価名簿詳細事項

材料の種類、発泡剤の名称等の詳細は、「評価名簿詳細事項」として掲載している。

現場発泡断熱材

評価内容（別紙）

項目		品質・性能	備考	
種類	吹付け硬質ウレタンフォーム	JIS A 9526 によるA種1またはA種1H		
原液	粘度 (mPa・s) (温度条件: 20°C)	80~1500		
発泡品の性能	密度 (kg/m ³)	25 以上		
	熱伝導率 (W/(m・K))	A種1	0.034 以下	
		A種1H	0.026 以下	
	透湿率 (ng/(m・s・pa))	9.0 以下		
	圧縮強さ (kPa)	80 以上		
	接着強さ (kPa)	80 以上		
	難燃性	次のいずれかによること。 1. 難燃2級または難燃3級 2. 準不燃材相当品または難燃材料相当品		
安全性	火気及び有害な発生ガスに対する排気等の注意事項	[申請者の規定による。]		
	施工中における安全対策	[申請者の規定による。]		
試験方法	<p>1. 原液の粘度試験は、JIS A 9526 の「6.1 吹付け硬質ウレタンフォーム原液の試験」による。</p> <p>2. 発泡品の性能試験の一般事項等は、JIS A 9526 の「6.2.1 試料の作製」、「6.2.2 試料の状態調節」、「6.2.3 試験片の作製」および「6.2.4 試験場所」による。</p> <p>3. 密度の測定は、JIS A 9526 の「6.2.5 密度」による。</p> <p>4. 熱伝導率試験は、JIS A 9526 の「6.2.6 熱伝導率」による。</p> <p>5. 透湿率試験は、JIS A 9526 の「6.2.7 透湿率」による。</p> <p>6. 圧縮強さ試験は、JIS A 9526 の「6.2.8 圧縮強さ」による。</p> <p>7. 接着強さ試験は、JIS A 9526 の「6.2.9 接着強さ」による。</p> <p>8. 難燃性試験は、次の難燃性試験または発熱性試験による。</p> <p>(1) 難燃性試験は、JIS A 1321 による試験方法に準ずる。</p> <p>(2) 発熱性試験は、建築基準法に基づく指定性能評価機関が準不燃材料、難燃材料の評価に使用している試験方法に準ずる。</p> <p>9. 難燃2級または難燃3級の判定は、次による。</p> <p>(1) 試験の結果、次のa. ~ e. に適合していること。</p> <p>a. 試験体の全厚にわたる熔融、試験体の裏面に対する亀裂（裏面における亀裂の幅が全厚の1/10以上であるものに限る。）、その他防火上著しく有害な変形などのないこと。</p> <p>b. 加熱終了後30秒以上残炎がないこと。</p> <p>c. 試験結果の排気温度曲線は、加熱試験中、標準温度曲線を超えないこと。ただし、難燃2級または難燃3級については、試験を開始して3分を経過した後は、次の4. の条件の範囲内で超えることができる。</p> <p>d. 排気温度曲線が標準温度曲線を越えている部分の排気温度曲線と標準温度曲線で囲まれた部分との面積（単位：℃×分）が、難燃2級にあつては100以下、難燃3級にあつては350以下であること。</p> <p>e. 単位面積当りの発煙係数が、難燃2級で60、難燃3級で120を超えないこと。</p> <p>10. 準不燃材相当品または難燃材料相当品の判定は、次による。</p> <p>(1) 法定準不燃材料、難燃材料の評価方法に使用している発熱性試験（コーンカロリー試験）による試験で、準不燃材料相当品においては加熱時間10分、難燃材料相当品においては加熱時間は5分の結果、次のa. ~ c. に適合していること。</p> <p>a. 総発熱量が8MJ/m²以下であること。</p> <p>b. 防火上有害な裏面まで貫通する亀裂及び穴がないこと。</p> <p>c. 最高発熱速度が、10秒以上継続して200KW/m²を超えないこと。</p>			